

令和2年度京都中丹いちおし商品 第2期募集要項

1 目的

中丹地域への誘客や特産品の販路開拓等へとつなげるため、中丹地域を訪れる動機付けとなるような商品や女性の購買意欲を獲得できる魅力ある商品の開発・PRの展開が必要となっている。

については、女性の目線から商品を改めて見直すことによって、商品の価値を向上させるため、自らの商品の付加価値等を高めたいと希望する意欲ある事業者から広く商品等を募集し、「京都中丹いちおし商品」として広範にPRすることを目的とする。

2 対象者

中丹地域に事業所を有する法人、団体又は個人

3 募集期間

第2期

令和2年11月24日(火)～令和3年1月15日(金)

4 募集対象商品等

募集対象商品等は次に掲げるものとし、中丹地域の事業所で製造(OEMも可)され、原材料として府内産を使用している加工食品等(生鮮食料品を除く)。ただし、府内産の割合は問わないものとする。

募集する商品

①完成品部門

- ・付加価値を高めたい既存商品
- ・既に販売実績と知名度もあるが、「京都中丹いちおし商品」として販売力の向上を目指す商品。

②開発中部門

- ・商品開発の専門家や中丹女性伝道師※による助言を受けたいと考える開発中の商品。

※「中丹女性伝道師」とは、応募商品の審査・開発において助言等を行い、選定商品を情報発信する京都府の協力員です。

5 応募費用

無料

6 審査の流れ

応募いただいた商品は、中丹女性伝道師ならびに商品開発の専門家による審査を受け、商品を選定していきます。

審査項目

- ① おいしさ・見た目
- ② こだわり（中丹らしさ、原材料・製造方法、パッケージ）
- ③ お土産商品としての魅力（価格帯、旅行者向けの工夫等）

	第2期募集
応募開始	令和2年11月24日（火）
応募〆切	令和3年1月15日（金）
審査	2月上旬 ※審査では実際に商品を食味させていただきます。
結果発表	2月中旬
P R	・京都中丹いちおし商品パンフレットへの掲載 ・中丹女性伝道師によるSNS等での商品PR ・各種イベント等でのPR等、販路拡大に繋がる支援を実施 ※PR用に使用する当該商品は、有償（販売相当価格）で提供を受ける。 ※PRにおいては、審査項目のうち、特に②を重点的に表現する。

7 専門家の派遣

開発中部門に応募いただいた商品や惜しくも選定されなかった商品のブラッシュアップについて、専門知識を要する場合は、（公財）京都産業21又は（一社）京都府農業会議の専門家派遣を求めることができる。

8 応募方法

「京都中丹いちおし商品応募用紙」に必要事項を記入の上、下記の応募先・問い合わせ先まで持参、郵送、メールのいずれかの方法で提出する。

応募先・問い合わせ先

〒625-0036 舞鶴市字浜 2020 番地

京都府中丹広域振興局農林商工部

農商工連携・推進課「京都中丹いちおし商品」

電話：0773-62-2743 FAX：0773-62-2859

担当：藤本(フジモト)又は浅野(アサノ)まで

E-mail：c-n-noushoko@pref.kyoto.lg.jp